

## よくあるご質問

### Q 佐野市に婚姻届出をする場合、届書以外に必要なものはありますか？

- A
- ・届書を持参される方のマイナンバーカード、運転免許証、パスポート等の本人確認書類
  - ・届出人欄に押印した印鑑（任意）
  - ・佐野市以外に本籍がある方は、戸籍謄本（全部事項証明書）（佐野市に本籍がある方は必要ありません。）
- ※外国籍の方と婚姻する場合は、別途必要な書類がありますのでお問い合わせください。

### Q 結婚式の日に婚姻届を提出したいのですが、その日は日曜日で市役所が休みです。市役所窓口の時間外に提出するにはどうすれば良いですか？

- A 婚姻届は24時間受付できます。佐野市の場合、提出先は下記のようになります。提出先によりお取扱い時間が異なりますので、ご注意ください。

時間帯	提出場所			
	佐野市役所	田沼行政センター	葛生行政センター	各支所
平日（月～金曜）の8時30分～17時15分 窓口延長時は19時まで（※）	市民課 戸籍係	田沼行政 センター	葛生行政 センター	各支所
窓口延長実施日（祝日は除く）	水曜・金曜	水曜	水曜	—
平日の上記以外の時間帯（※）	衛視室 （1階北側）	—	—	—
毎月第4日曜日の9時～13時（※）	市民課 戸籍係	—	—	—
土曜、日曜、祝日、年末年始の 8時30分～17時（※）	衛視室 （1階北側）	—	—	—
土曜、日曜、祝日、年末年始の 上記以外の時間帯（※）	衛視室 （1階北側）	—	—	—

（※）の時間帯は、届書の「お預かり」のみです。翌開庁日に担当職員が届書を審査し、内容に不備がなければ、「受理」となります。

届書を時間外に提出し内容に不備があった場合、平日の開庁時間帯に来庁していただく場合があります。あらかじめ提出前に、届書の記載内容の確認を戸籍担当までお申し出いただくことをお勧めします。

また、佐野市が新しい本籍地でない方は、本籍を置く予定の役所に新しい本籍を置けるかどうか、あらかじめ確認されることをお勧めします。

Q 結婚と同時に佐野市の新居に引っ越す予定です。婚姻届が受理されれば、住所も変更されますか？

A 婚姻届だけでは、住所は変わりません。別に住所の異動届（「住民異動申請書」）が必要になります。

届出の種類	届出期間	届出人	必要書類等
転入（※事前に前住所地で転出届が必要です。）	転入又は転居した日から 14 日以内	本人または 同一世帯の方	・ 転出証明書
転居			・ 本人確認書類
世帯合併	変更があった日から 14 日以内		・ 本人確認書類

- ・「転入」…佐野市外から佐野市内に住所を異動すること。「転居」…佐野市内で住所を異動すること
- ・「本人確認書類」…マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど

Q 婚姻届と同時に住所の異動届を出そうと思います。  
届書には引っ越し前の住所を書きますか？ それとも新しい住所を書きますか？

A 新しいご住所をご記入ください。  
時間外に届出をする方は「住民異動申請書」をご記入し、婚姻届と一緒に提出してください。

Q 証人は、必ず必要ですか？

A はい、婚姻届を提出するときは、証人として二人の方の署名が必要です。なお、押印は任意です。  
証人は成人の方であれば、親族でも友人でも構いません。

Q 何歳から婚姻できますか？

A 現在の法律では、男性は 18 歳、女性は 16 歳から婚姻することができますが、民法の改正に伴い、成人年齢が引き下げられるため、令和 4 年 4 月 1 日より男性も女性も 18 歳から婚姻することができます。  
なお、経過措置として、令和 4 年 4 月 1 日時点で既に 16 歳以上の女性は 18 歳未満でも婚姻することができますが、父母の同意が必要です。